

## 高額なら効果ある？家庭教師と学習塾

入学・進級から1か月が過ぎました。新しい環境にも慣れてくると同時に、我が子の成績に心配や不安を抱き始める頃ではないでしょうか。学校の授業に加え、家庭教師や塾での補習を受けることは最近では当たり前になってきています。今まで契約していた塾や家庭教師では満足できず他へ移ろうと考えている方も少なくないと思います。夏休みに向け、こうした家庭をターゲットに補習サービスを行う事業者からの勧誘が増え始める頃ですが、岐阜県の相談窓口には次のような相談が寄せられています。▼学習塾の退塾届けを出した。翌月の授業料を支払うのはやむを得ないが、使用していないテキスト代を支払うのは納得できない▼登録料6万円という家庭教師サービスを契約しようと思う。信用性は▼簡易テストを受けた。最初の3か月はFAX指導が無料だということで卒業までの3年分の教材費を含めて約90万円で契約した。FAX指導は3か月を過ぎると月1万5千円かかることが分かった。成績も上がらないし子供も直接指導ではないためやる気をなくしている。解約したい▼家庭教師サービスを契約したところ、中学3年間で91万円という学習教材を契約してしまった。いつでも解約できると言われたが、よく考えると高額なので、解約したい。

契約期間が2か月を超え、契約金額が5万円を超える場合、学習塾や家庭教師サービスは契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。この場合、一緒に購入した関連商品（テキストやDVDなどの学習用ソフトなど）は着払いで送り返すことができます。また、期待した成果が得られない、継続してサービスを受けられないといった場合は中途解約ができます。その場合、「すでに受けたサービスの代金」＋「1か月分の授業料相当額または、家庭教師であれば5万円、学習塾であれば2万円のいずれか低い額」が精算額の上限となります。

必ず成績が上がる、このテキストを使えば〇〇点アップなどという言葉に鵜呑みにせず、お子さんにとって本当に必要か、学習していけるかなど事前に家族で十分に話し合ひましょう。また学習内容は改められることもあるので、長期間の教材を一括契約する必要があるかどうか也十分吟味して慎重に契約してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

